

令和7年度
剣淵町教育委員会の事務の管理
及び執行状況の点検・評価報告書



令和8年8月
剣淵町教育委員会

目 次

1	はじめに	
(1)	点検・評価の趣旨	2
(2)	点検・評価の対象	2
(3)	点検・評価の方法	2
2	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会の概要	2
(2)	教育委員会の構成	2
(3)	教育委員会議の開催及び審議状況	3
(4)	教育委員会議の項目別点検	5
(5)	条例、規則等の制定及び改廃状況	6
(6)	教育委員の活動状況	7
3	点検・評価報告書	
	～ 学校教育の推進について ～	
1	保育所と小学校の連携	8
2	学力の向上	9
3	豊かな心の育成	10
4	教育相談体制の構築	11
5	特別支援教育の充実	12
6	地域と連携した学校づくり	13
7	体力・運動能力の向上	14
8	学校給食の推進	15
9	読書活動の推進	16
10	学校間連携の推進	16
11	教育環境の充実	17
12	魅力ある高校づくりの推進	19
	～ 社会教育の推進について ～	
13	青少年の健全育成	22
14	生涯教育の推進	22
15	絵本の館の充実	23
16	文化・芸術活動の推進	25
17	生涯スポーツの普及・推進	26
18	施設の管理運営等	26
4	外部評価	27
○	令和7年度 教育行政執行方針（参考資料）	31

1 はじめに

(1) 点検・評価の趣旨

平成18年2月の「教育基本法」の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）が一部改正され、平成20年4月から施行されました。

「地教行法」の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うことが義務づけられ、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことに伴い実施するものです。

(2) 点検・評価の対象

点検・評価は、教育委員会の活動状況等のほかに、令和7年度教育行政執行方針に掲げられた主要な事業の実施状況を対象としました。

(3) 点検・評価の方法

教育委員会議の開催状況や教育委員会の活動状況を明らかにするとともに、会議にかけられた議案等について点検し、各種行事等に関する教育委員の参加状況について点検を行いました。

施策、事業等については「令和7年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業の内容、事業成果の点検・評価を行い、課題や今後の対応方法をまとめました。

また、点検・評価の客観性を確保するため、学識経験を有する者からの意見を聴取しています。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会委員の概要

教育委員会委員は、教育委員会議に出席し教育行政の基本方針等を審議するほか、町立学校への学校視察や各種教育関係行事への出席、委員研修会等を行っています。

(2) 教育委員会の構成

剣淵町教育委員会は、次の5名で構成され、教育長の任期は3年、委員は4年となっています。

教育長と委員は、議会の同意を得て町長が任命することになっており、教育長は、教育委員会の会務を総理し委員会を代表します。

また、教育長は教育委員会の決定した基本的方針を受け、事務局を指揮監督して事務を執行します。

【教育委員名簿】 令和8年3月31日現在

職名	氏名	就任年月日	現任期
教 育 長	金 村 良 則	令和4年10月 6日	令和4年10月 6日 ～令和7年10月 5日
教 育 長	山 下 俊 明	令和7年10月 6日	令和7年10月 6日 ～令和10年10月 5日
教育委員 (教育長職務代理者)	西 尾 敏	平成20年10月 1日	令和6年10月 1日 ～令和10年 9月30日
教育委員	児 玉 良 絵	令和3年10月 1日	令和7年10月 1日 ～令和11年 9月30日
教育委員	阿 部 隆 徳	令和4年10月 1日	令和4年10月 1日 ～令和8年 9月30日
教育委員	松 井 有 紀	令和5年10月 1日	令和5年10月1日 ～令和9年 9月30日

(3) 教育委員会議の開催及び審議状況

令和7年度は14回の会議を開催し、教育行政執行方針の決定や教育委員会規則の制定など教育に関する様々な議題について、事務局から付議案件の提案理由やその内容についての説明の後、審議を行いました。

なお、教育委員会議において議決が必要な事項は次に掲げる事項で、それ以外の権限に属する事務は、教育長に委任されております。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育委員会議の開催状況)

開催日	付 議 案 件
R7. 4. 24	議案 1 剣淵町いじめ等対策連絡協議会設置要綱の一部改正について 議案 2 剣淵町学校運営協議会規則の一部改正について 議案 3 剣淵町社会教育委員及び剣淵町公民館運営審議会委員の委嘱について 議案 4 剣淵町学校運営協議会委員の委嘱について 議案 5 剣淵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について 議案 6 剣淵町教育支援委員会委員の委嘱について 議案 7 剣淵町いじめ等対策連絡協議会委員の委嘱について 議案 8 剣淵町文化財の指定について 報告 1 令和 7 年度スクールバス通学児童生徒の認定について 報告 2 小・中・高等学校の学校評価報告について
R7. 6. 9	議案 1 令和 7 年度教育費関係補正予算案について 議案 2 剣淵町教育振興基本計画策定懇話会委員の委嘱について 議案 3 剣淵町部活動の在り方に関する検討委員会委員の委嘱について 議案 4 剣淵高等学校運営協議会委員の委嘱について 議案 5 令和 7 年度剣淵高等学校寄宿舎使用料の免除について 報告 1 令和 7 年度スクールバス通学児童の認定について 報告 2 剣淵町語学指導外国青年任用規則の一部改正について
R7. 7. 10	議案 1 令和 7 年度教育費関係補正予算案について 議案 2 令和 7 年度剣淵高等学校寄宿舎使用料の免除について
R7. 8. 28	議案 1 令和 7 年度教育費関係補正予算案について 議案 2 剣淵高等学校運営協議会委員の委嘱について 議案 3 令和 6 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価について

	報告 1	令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果について
R7. 9. 4 (書面会議)	議案 1	令和 7 年度教育費関係補正予算案について
R7. 10. 1	議案 1 議案 2 報告 1	剣淵町教育委員会会議規則の一部改正について 剣淵町公民館長及び副館長に関する規則の一部改正について 令和 7 年度教育委員会事務局職員の人事異動について
R7. 10. 9	議案 1 議案 2	教育長職務代理者の指名について 剣淵町公民館長の選任について
R7. 11. 7	議案 1	令和 7 年度教育委員会表彰について
R7. 12. 5	議案 1 議案 2	令和 7 年度教育費関係補正予算案について 令和 8 年度教育費関係予算案について
R8. 1. 9 (書面会議)	議案 1	令和 7 年度教育費関係補正予算案について
R8. 2. 10 (書面会議)	議案 1	令和 7 年度教育費関係補正予算案について
R8. 2. 20	議案 1 議案 2 議案 3 報告 1 報告 2	令和 8 年度教育行政執行方針案について 令和 7 年度教育費関係補正予算案について 令和 8 年度スクールバス通学児童生徒の認定について 令和 8 年度教育費関係予算査定結果について 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
R8. 2. 27	議案 1	令和 8 年度教職員の人事異動について
R8. 3. 27	議案 1 議案 2 議案 3 議案 4 議案 5 議案 6 議案 7 議案 8 報告 1 報告 2 報告 3 報告 4 報告 5	剣淵町スクールカウンセラーの委嘱について 剣淵町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 剣淵町スクールガード・リーダーの委嘱について 剣淵町スポーツ推進委員の委嘱について 剣淵高等学校運営協議会の委員の委嘱について 令和 8 年度就学援助児童生徒の認定について 令和 8 年度特別支援教育就学奨励児童生徒の認定について 剣淵町児童生徒修学旅行交通費補助金交付要綱の制定について 第 3 次剣淵町教育振興基本計画案について 剣淵町奨学資金貸付に係る貸与額算定基準額算定方法の変更について 令和 8 年度小・中学校の学級編成について 令和 7 年度各学校における生徒指導及び教育支援の状況について 令和 8 年度教職員及び教育委員会職員の人事異動について

(4) 教育委員会議の項目別点検

剣淵町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則により教育委員会での議決が必要である項目のうち、令和 7 年度において教育委員会議にかけられた議案等を分類し、適切に付議されているか点検を行いました。

項 目	件数
① 学校教育又は社会教育に関する事務の管理及び執行基本方針を定めること	1
② 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	6
③ 1件50万円以上の教育財産の取得及び処分を町長に申出ること	0
④ 1件50万円以上の工事の計画を策定すること	0
⑤ 道費負担教職員の人事に関する一般方針を定めること	0
⑥ 道費負担教職員の懲戒及び道費負担職員たる校長、教頭の任免、その他進退について内申すること	0
⑦ 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること	1
⑧ 教育長、教育課長、学校長、事務長、教諭の任免に関すること	1
⑨ 法令、条例、又は規則に定める委員の任命又は委嘱に関すること	15
⑩ 教育予算、その他議会の議決を経るべき議案について町長に意見を申し出ること	9
⑪ 剣淵町奨学資金貸付条例による奨学生を決定すること	0
⑫ 剣淵町教育委員会表彰規則による受賞者を決定すること	1
⑬ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関すること	1
⑭ 就学援助児童生徒の認定等に関すること	2
⑮ 剣淵高等学校寄宿舎使用料の免除に関すること	2
⑯ 教科用図書採択に関すること	0
報告事項・その他	14

(5) 条例、規則等の制定及び改廃状況

令和7年度に制定及び改廃された教育委員会関係の教育委員会規則4件、要綱2件合わせて6件を審議しました。

[条 例]

番 号	題 名	公布年月日	施行年月日
	制定なし		

[規 則]

番 号	題 名	公布年月日	施行年月日
規則第8号	剣淵町学校運営協議会規則の一部改正	R7. 4. 24	R7. 4. 24
規則第9号	剣淵町語学指導外国青年任用規則の一部改正	R7. 5. 28	R7. 6. 1
規則第10号	剣淵町教育委員会会議規則の一部改正	R7. 10. 1	R7. 10. 1
規則第11号	剣淵町公民館長及び副館長に関する規則の一部改正	R7. 10. 1	R7. 10. 1

[要 綱]

番 号	題 名	公布年月日	施行年月日
告示第7号	剣淵町いじめ等対策連絡協議会設置要綱の一部改正	R7. 4. 24	R7. 4. 24
告示第6号	剣淵町児童生徒修学旅行交通費補助金交付要綱の制定	R8. 3. 27	R8. 4. 1

(6) 教育委員の活動状況

教育委員の出席した会議、学校行事、研修会及び諸会議等は次のとおりです。

年月日	活動内容	委員
R7.4.2	剣淵町立学校教職員辞令交付式	職務代理者外2名
R7.4.7	剣淵中学校入学式	職務代理者
R7.4.8	剣淵小学校入学式	職務代理者
R7.4.9	剣淵高等学校入学式	職務代理者外3名
R7.4.24	令和7年第5回教育委員会議	職務代理者外3名
R7.4.24	上川管内教育委員会連合会総会及び第1回教育委員研修会	委員3名
R7.5.2	剣淵高等学校地域参観日	委員1名
R7.5.24	剣淵中学校体育大会	職務代理者
R7.6.7	剣淵小学校運動会	職務代理者
R7.6.9	令和7年第6回教育委員会議	職務代理者外3名
R7.7.3	教育委員学校訪問	職務代理者外2名
R7.7.10	令和7年第7回教育委員会議	職務代理者外3名
R7.7.16 ～R7.7.17	教育委員道内研修会及び北海道市町村教育委員研修会	職務代理者外2名
R7.7.19	剣淵高等学校祭	委員1名
R7.8.1	第35回けんぶち絵本の里大賞オープニングセレモニー	職務代理者外2名
R7.8.28	令和7年第8回教育委員会議	職務代理者外2名
R7.9.1	令和7年度剣淵町開村祭記念式典	職務代理者
R7.9.4	令和7年第9回教育委員会議（書面会議）	職務代理者外3名
R7.9.12	剣淵高等学校地域参観日	委員1名
R7.10.1	令和7年第10回教育委員会議	職務代理者外3名
R7.10.9	令和7年第11回教育委員会議	職務代理者外3名
R7.10.21	上川管内教育委員会連合会第2回教育委員研修会	職務代理者外3名
R7.10.25	剣淵小学校学習発表会	職務代理者
R7.10.31	剣淵高等学校委託実習報告会	職務代理者外2名
R7.11.7	令和7年第12回教育委員会議	職務代理者外3名
R7.11.7	令和7年度第1回総合教育会議	職務代理者外3名
R7.11.21	剣淵高等学校地域参観日	委員1名
R7.11.28	剣淵町三団体合同表彰式	職務代理者外2名
R7.12.5	令和7年第13回教育委員会議	職務代理者外3名
R8.1.9	令和8年第1回教育委員会議（書面会議）	職務代理者外3名
R8.1.11	剣淵町二十歳を祝う会	職務代理者外3名
R8.2.10	令和8年第2回教育委員会議（書面会議）	職務代理者外3名
R8.2.14	第35回けんぶち絵本の里大賞入賞者授賞式	職務代理者外2名
R8.2.20	令和8年第3回教育委員会議	職務代理者外2名
R8.2.27	令和8年第4回教育委員会議	職務代理者外3名

R8. 3. 1	剣淵高等学校卒業証書授与式	職務代理者外 3 名
R8. 3. 13	剣淵中学校卒業証書授与式	職務代理者
R8. 3. 19	剣淵小学校卒業証書授与式	職務代理者
R8. 3. 27	令和 8 年第 5 回教育委員会議	職務代理者外 2 名
R8. 3. 27	剣淵町立学校退職教職員辞令交付式及び転任教職員激励会	職務代理者外 2 名

3 点検・評価報告書

～ 学校教育の推進について ～

〈点検・評価報告書 No.1〉

重点施策	1 保育所と小学校の連携
事業の概要	保育所と小学校が、これまで以上に緊密な連携を図り、日常的な情報交換や相互参観を推進するとともに、小学校入学時には、保育所での指導内容や児童の情報の引き継ぎを行う。 また、小学校生活へのスムーズな移行を促す「スタートカリキュラム」※を確実に実施し、子どもたちが安心して学校生活をスタートさせ、学習意欲を高められるよう支援する。
実施状況	① 保育所と小学校の連携 ② 就学に向けた教育相談・支援の充実 ③ 子育て支援への関わり
事業成果	① 就学に向け、年数回小学校と保育所で定期巡回を実施するとともに、保育所から小学校へ児童に関わる情報の引継ぎを行ったことにより、子どもの不安軽減につながった。 ② 入学予定児の状況について、保育士や教員、SC※、SSW※等が参加する支援委員会を開催し、支援の方向性を検討した。 あわせて、保護者からの教育相談に対し、教育相談室が中心となり対応し、必要に応じて専門機関へつなぐことができた。 ③ 乳幼児健診会場において、子育て支援ファイル「びばからすくらむ」の普及を図った。
課題と改善方策	① 幼児教育から学校教育へのスムーズな移行に向けた推進体制の更なる充実が望まれる。 ② 就学までのスケジュールを周知し、教育相談室の活用も含めた資料を作成する。 ③ 「びばからすくらむ」の活用を推進する。

※スタートカリキュラム：文部科学省が示す新しい学校生活に慣れるために、幼稚園や保育所での遊びや学びをつなぐ特別な教育課程。

※SC：「スクールカウンセラー」の略。学校に配置される心理の専門家。

※SSW：「スクールソーシャルワーカー」の略。社会福祉の専門知識を活かし、悩みを抱える児童・生徒に対し、問題解決を支援する専門職。

〈点検・評価報告書 No.2〉

重点施策	2 学力の向上
事業の概要	子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すため「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進し、国のGIGAスクール構想※により整備された「1人1台端末」を効果的に活用し、学習の習熟度に応じた指導を行う。 ドリル教材や教育用ソフトを活用するとともに、児童生徒同士が端末上で学習内容を共有し、お互いに教え合い、学びあう機会を設けます。さらに、端末を家庭に持ち帰り、端末ドリル教材を活用することで、家庭学習の習慣化を推進する。 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、組織的な学習指導の工夫・改善に努め、特に基礎学力の定着が課題となっている児童生徒に対しては、基礎学力の定着を図るほか、学校と家庭が連携して家庭学習の充実と習慣化に取り組む。 加えて、児童生徒の学習意欲を高め、将来の進路選択を支援するため、各種教科検定の検定料助成を継続する。
実施状況	① 子どもの学ぶ意欲を高める学習活動の充実 ・新学習指導要領に基づく学習の実施 ・小学校での英語活動と教科化に対応するための教職員の英語力の向上 ・外国語指導助手（ALT）を活用した授業の展開 ② 生涯にわたる学びを育む学習活動の充実 ◇キャリア教育の推進 ・地域人材活用による、自己探究学習の実施 ・職業体験学習の推進 ◇地域の芸術文化・スポーツへの参加 ・各種行事への積極的な参加 ③ 一人ひとりに応じた学習指導の充実 ◇学習サポート ・児童生徒学習生活支援員の配置 ◇教科検定支援事業の実施 ◇ICT活用教育の推進 ・情報処理や活用能力を身につけるためのタブレット端末を活用した授業、学習活動の展開 ・学習ツールを活用した個別学習の実施 ④ 学力向上に向けて ・全国学力・学習状況調査の実施と指導活用 ・中学校学習指導工夫・改善事業（教員加配措置） ⑤ 学びの定着、学び直しの機会の確保 ・小学校単元振り返り学習、中学校学力ファクトリー（テスト対策）、夏季休業期間の学習会など ⑥ 学習・生活習慣の定着 ・長期休業期間中における生活の振り返り
事業成果	① 小、中学校においては、新指導要領に掲げる教育課程が実施されている。

	各教科で「主体的に学ぶ場面」を設定し、児童生徒が自ら課題を見つけて取り組む学習活動を取り入れている。 英語指導助手（ALT）の任用により、学校現場の英語教育体制を補完し、指導の充実を図ることができた。 ② 生活学習支援員の配置により、授業中の個別支援や学習のつまずきへの対応に力を入れている。 ③ 各種検定受験による計画的な学習により、家庭学習の定着化と学習習慣の改善、また検定合格等の明確な目標設定により意欲の向上につながった。 ④ ICTを活用した個別最適な学習（ドリル教材、協働学習、振り返り記録等）を継続的に実施した。 ⑤ 全国学力・学習状況調査の実施結果を分析し、学校ごとに課題を整理した。 ⑥ 家庭学習の定着を図るため、具体的に学年ごとの目安時間や学習内容を示し、保護者へ周知を行った。
課 題 と 改 善 方 策	① 令和3年度から中学校において、オール・イングリッシュによる授業が開始しており、授業に対応できる英語教員の確保、学校間の乗り入れ指導などの連携を進めていく。 ② 検定の受検対象を小学生にまで拡大することができた。 ③ 学校・家庭・地域が連携、協働し子どもたちが体験し学んでいく機会を積極的に設け、子どもの主体性を育てていく。 ④ 生成AI等の活用を含めICTを効果的に活用する場を増やしていく。 ⑤ 児童生徒の学力向上、学力の定着化に向け、全国学習学力状況調査の分析し、学習指導の工夫や改善を進めていく。 ⑥ 学習においては、少人数指導など個に応じた学習環境の整備を引き続き行っていく。

※GIGAスクール構想：文部科学省が推奨する「1人1台端末」「高速大容量の通信ネットワーク」等の学校ICT環境を整備し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とする構想。

〈点検・評価報告書 No.3〉

重点施策	3 豊かな心の育成
事業の概要	思いやりのある心や命を大切にする心など、豊かな人間性を育むことは、教育の重要な柱です。道徳教育においては、道徳の時間を中核としつつ、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を育てていきます。また、家庭や地域とも連携し、地域ぐるみで子どもたちの心の成長を支えます。 いじめ防止対策については、学校・地域・家庭が一体となり、いじめの兆候や変化を見逃さないよう早期発見に努め、児童生徒に対し「いじめは決して許されない」という意識をしっかりと浸透させます。 また、各学校で年2回実施するアンケート調査を有効に活用し、教育相談の充実を図り、児童生徒の抱える不安や悩みを早期に把握し、組織的に対応することで、安心して学校生活を送れる環境を整えます。
実施状況	① 生命を大切にした豊かな人間性を育む道徳教育の推進

	・“教科”としての道徳教育の推進 ・道徳的心情、判断力や実践力の向上 ・道徳性の向上を目指す家庭との連携 ② 互いに認め合い、高め合う豊かな人間関係を育む教育の充実 ・各種学校行事への主体的な参加 ・児童会、生徒会や各種係活動への取り組み ③ 人権教育の推進 ・人権擁護に関する行事への参加 ・人権に関わる情報発信や啓発活動を行い、学校・家庭・地域が一体となって人権意識の向上に努めている。 ④ いじめ防止基本方針に基づき、未然防止や早期発見と対応の体制を整備し、児童生徒の人間関係づくりや自己肯定感の向上に取り組んでいる。 ⑤ 学びに困難を抱えている子どもへの対応の充実（いじめ・不登校対策） ◇いじめ等対策連絡協議会の開催 ・町の「いじめ防止基本方針」に基づき、早期発見・早期対応を徹底するための校内委員会やケース会議を開催 ・学校教育指導員が定期的に学校を巡回 ・いじめアンケート調査や観察記録を活用した児童生徒の状況把握の実施
事業成果	① 第3次教育振興基本計画策定に併せて実施した小、中学校教員と保護者アンケートの設問「教育を通して身につけてほしいこと」の回答には、「他者への思いやり、人権の尊重、多様性の理解」が最も多かった。 ② 道徳科の計画的な授業実施により、生命尊重や思いやりなどの道徳的価値についての理解が深まり、児童生徒の道徳的心情・判断力・実践力が向上した。 ③ いじめ防止基本方針に基づき、アンケート調査や観察記録を活用した児童生徒の状況把握を行い、未然防止に向けた取り組みを継続している。
課題と改善方策	① 道徳は、道徳科・特別活動・各教科等において個別に指導が行われる傾向があるが学校の教育活動全体での体系的な指導も必要であり、児童生徒が日常生活の中で道徳的価値を実践する力を身につけられるよう継続して指導を行っていく。 ② 学校・家庭・地域の情報を共有しながら、いじめや不登校などにつながる小さな変化も見逃さない体制を継続していく。

〈点検・評価報告書 No.4〉

重点施策	4 教育相談体制の構築
事業の概要	子どもたちを取り巻く環境は、複雑化、多様化する中で、学校教育指導員やSCを配置し、学校からの相談対応、緊急時における即時対応を行い、予防的取り組みも充実させることで、子どもたちの心のケアに万全を期してまいります。 また、子育てや教育上の困難を抱える保護者に対しては、SSWを活用した相談支援を実施し、家庭と学校が一体となって、子どもたちを支える体制を構築してまいります。
実施状況	① 子どもが安心して学校生活を送ることができる相談・支援体制の整備

	◇教育相談室の開設 ・学校教育指導員の配置 ・ＳＣ、ＳＳＷの配置 ・学校巡回相談、支援の実施 ・保護者相談、個別支援に関する関係機関との連絡調整
事業成果	① ＳＣ、ＳＳＷとの連携を強化し、定期的な来校相談や教職員向けの助言を通じて、専門的な支援体制を確保している。 ② いじめや不登校等の相談について、早期発見・早期対応を徹底するため、校内委員会やケース会議を開催し、情報共有と支援方針の統一を図っている。 ③ 各学校にＳＣ、ＳＳＷを派遣し、不安や悩みを持つ児童生徒に対する声掛け、カウンセリングを実施。また、心理的な不安を抱える児童生徒に対し、個別面談、環境調整や別室対応など、学校の実態に応じた柔軟な支援を行っている。 ④ 発達障害の診断を受けている児童生徒に対して、ＳＣと町の基幹相談支援センターが連携し、児童生徒が抱える課題への対応を行うことができた。 ⑤ 学校教育指導員が各学校を巡回することにより、相談・支援体制の課題を把握することができている。また、必要に応じて助言や専門職との連携調整を行うことで、学校の支援体制を補完している。
課題と改善方策	学校教育指導員やＳＣ、ＳＳＷが各学校を巡回するとともに、教育支援委員会が中心となり、学校・家庭・地域が一体となって、いじめや不登校などにつながる小さな変化も見逃さないための関わりを継続していく必要がある。

〈点検・評価報告書 No.5〉

重点施策	5 特別支援教育の充実
事業の概要	特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育を提供することは、極めて重要であります。子どもたちの状況や特性を把握し、「個別の教育支援計画」を活用した、長期的な視点での教育支援を推進します。 通常学級で学習生活支援が必要な児童生徒は、増加傾向にあります。学習生活支援員を小学校に1名増員し、生活面や学習面でのきめ細やかなサポートを提供します。
実施状況	① 幼児期からの一貫した教育相談・支援体制の充実 ◇教育支援委員会の設置 ・幼児期から発達相談・教育相談の実施 ・関係各所による情報共有 ・個別事例に対応したケース会議の開催 ◇乳幼児健診での子育て応援ファイル「びばからすくらすむ」の配付と保育所・学校での活用 ◇リーフレット等を活用した就学相談の周知 ◇新入学児童を対象としたスクリーニング検査と専門的な精査及び言語検査の実施 ◇教育相談室の開設

	・学校教育指導員、ＳＣ、ＳＳＷ等の専門職の配置。 ② 一人ひとりの個別ニーズに応じた教育体制の整備 ・個別の教育ニーズの把握と個別支援計画の作成 ・指導計画の作成 ・学習生活支援員の配置（小学校４名、中学校１名） ◇通級指導、少人数や複数による指導や合同学習の体制づくり ◇教職員や保護者などを対象とした特別支援教育や発達支援に関する研修・講演会への参加
事業成果	① 教育支援委員会での情報共有により、支援が必要な児童生徒の状況把握が早期化し、学校と教育委員会、関係各所の連携が円滑に進んでいる。 ② 学習生活支援員の配置により、児童生徒の安定した学習参加につながっている。 ③ 特別支援学級に在籍する保護者に対し、丁寧な保護者説明や相談調整を行うことで、適切な学びの場を検討することができている。 ④ 児童が日々学校で過ごす様子から、通常学級で特段の配慮が必要な児童に対して、学校、支援委員会、ＳＣ、ＳＳＷ、医療機関等と連携しながら、保護者の理解のもと特別支援学級への措置変更を行った。 ⑤ 保育者と小学校教員が連携会議を行い、入学前の支援が必要な児童の情報を確認している。入学後の支援状況も学校から収集し、必要に応じて支援員配置や関係機関との連携を調整している。
課題と改善方策	① 教育支援委員会でのケース会議等により、定期的に関係機関と情報共有を行いながら、切れ目のない支援へとつなげていく。 ② 配慮が必要な子どもが年々増加傾向にあり、個に応じたきめ細やかな指導を継続していくためには、加配教員や学習生活支援員の確保が必要となる。 ③ ＳＣ、ＳＳＷ等の専門職の来校頻度が限られており、継続的な相談体制の確保が課題となっている。 ④ 就学や通学関わり、スクリーニング検査を実施する上での検査員の安定的確保が必要となる。

〈点検・評価報告書 No.6〉

重点施策	6 地域と連携した学校づくり
事業の概要	コミュニティー・スクール*については、小中合同学校運営協議会と高等学校運営協議会を設置し、地域との連携を重視した教育活動を展開します。学校、家庭、地域が課題を共有し、ともに解決策を考え、実行していくために、コミュニティー・スクールの活動を一層充実させ、伴走支援を継続します。地域学校協働活動とも連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を強化します。 また、休日の部活動の地域移行については、近隣市町と情報共有を密に行い、「剣淵町部活動の在り方に関する検討委員会」で具体的な課題を検討し、地域の実情にあった取り組みを段階的に進めます。
実施状況	① 地域による学校運営の推進 ② 部活動の地域移行

事業成果	① 委員に対し、学校の現状や教育施策を説明し、学校運営への理解促進と協議の質向上を図るための情報提供を継続している。 学校運営協議会を計画的に開催し、学校の教育目標、重点目標や学校課題について、地域委員と学校が協議し、共通理解を深める体制を整備している。 地域人材による授業支援や見守り活動が広がり、学校と地域の協働体制が強化されている。 ② 国の方針（地域クラブ活動への段階的移行）を踏まえ、学校・教育委員会・地域団体で協議を行い、令和8年度から中学校卓球部の活動を地域団体へ移行することが決定した。
課題と改善方策	① 学校運営協議会を計画的に開催し、教育目標・重点目標・学校課題について地域委員と協議することで、学校運営に地域の視点が反映され、学校と地域の協働による改善が進んでいる。 地域人材による授業支援や見守り活動が広がり、学校の教育活動に地域の教育力が生かされるようになった。 ② 部活動の地域移行については、令和8年度に卓球部が地域移行し、活動をスタートする予定となっている。卓球部以外の部活動は、地域情勢等を考慮しながら、継続して協議を進めていく。

※コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：地域住民と保護者が学校運営に参画し、学校と地域が一体となって子どもたちを育てる仕組み。

〈点検・評価報告書 No.7〉

重点施策	7 体力・運動能力の向上
事業の概要	体力・運動能力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、体育・保健体育の授業内容の改善に取り組みます。 体育の授業だけでなく、日常的に運動に親しむ機会を増やすことが重要であることから、学校での運動環境を整備するとともに、社会教育とも連携を図り、子どもたちの体力増進を総合的に支援します。
実施状況	① 学校内外の多様な運動機会の確保 ・全国体力・運動能力テストの実施と活用 ・授業において、体力向上を目的とした運動量の確保に努め、持久走、体づくり運動などの多様な運動遊びを取り入れ、計画的に実施している。 ・各学校の児童会、生徒会発案による運動企画への取組み ・部活動、少年団やクラブ活動の支援 ② 全ての子どもが運動の楽しさを実感できる場と機会の提供 ・地域と連携したスポーツ活動の展開
事業成果	① 全国体力・運動能力調査（小学5年、中学2年対象）の結果は、小学校では、多くの種目で全国平均を上回ったが、中学校は全国平均を上回った種目は半数以下という結果が出ている。 ② 部活動においては、外部指導者の活用により、児童生徒の実態に応じた指導を行うことで、運動技能の定着を図っている。
課題と	中学校は、授業以外の運動機会（休み時間・放課後・部活動等）が小学校に比

改 善 方 策	べて減少し、継続的な運動習慣の形成が難しい状況にある。休み時間や放課後の運動機会を増やすため、体育館や校庭の活用、短時間でできる運動に取り組める環境づくりが必要である。
---------	--

〈点検・評価報告書 No.8〉

重 点 施 策	8 学校給食の推進
事業の概要	学校給食は、子どもたちの成長を支える重要な要素でありますので、恵まれた地元食材を積極的に活用し、安心・安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理を徹底します。 栄養教諭による食に関する指導や「給食だより」などを通じて、食への関心を高める食育活動を推進します。 調理消耗品及び調理関係備品は計画的に更新し、老朽化した施設の維持管理にも適切に対応します。
実 施 状 況	① 学校給食の提供日数及び食数 ・小学校 199 日 中学校 198 日 高校 191 日 ・年間食数 50,791 食 ② 安心・安全な給食提供に向けた衛生管理の徹底 ・自主的な衛生管理対策の実施 ・日常の衛生状態チェックの徹底 ・施設及び設備の衛生検査等の実施 ③ 食育指導の充実 ・給食時間を活用した食育指導の実施 ・寄贈食材使用時における栄養に関する食育指導 ・姉妹都市産食材を使用した食育推進 ④ 施設・設備等の維持管理 ・調理器具の修繕及び更新 ・給食センター設備の修繕 ・緊急時対応非常食「救給カレー」の更新 ⑤ 国の重点支援地方創生臨時交付金の活用による保護者負担の軽減 ・児童生徒の1～3月分給食費の無償化
事 業 成 果	① 日常や調理時の衛生管理の徹底により、安心安全な給食を提供できた。 ② 地元産及び姉妹都市産食材を活用しつつ、栄養教諭による食育指導により、児童生徒の食への関心を高めるとともに、健康な身体の成長に寄与できた。 ③ 国の交付金活用により、物価高騰による保護者負担の増加を抑制できた。
課 題 と 改 善 方 策	① 給食センターは建築から40年を経過しており、施設の老朽化に伴う維持管理経費が年々増大しており、施設・設備が旧式であるため、監督官庁から様々な衛生管理上の改善指導を受けている。将来的な給食提供方法を見据えた上で、施設・設備の計画的な改修を行う必要がある。 ② 令和6年度に給食費の改定を実施したが、物価高騰の影響により給食食材を含むあらゆる経費が増大している。直近の給食費改定から1年しか経過してい

	ないが、物価高騰による給食食材を賄うため、再度の改定に向けた検討が必要である。
--	---

〈点検・評価報告書 No.9〉

重点施策	9 読書活動の推進
事業の概要	学校図書館では、図書利用サービスシステムを活用し、蔵書の充実と環境改善を図るとともに、絵本の館から小中学校に司書を派遣し、児童生徒が落ち着いて読書を親しめる環境を整えます。 学校では、ボランティアによる読み聞かせなど、読書の楽しさを伝える活動を充実させ、家庭での読書習慣「家読(うちどく)」を推進します。
実施状況	① 学校図書館の整備・充実 ・学校司書の配置（小・中学校） ・学校図書館蔵書点検の実施（中学校） ・学校図書館不足図書解消のための絵本の館蔵書の貸出し ② 読書活動の推進・普及 ・ボランティアによる読み聞かせやブックトーク※の実施（小・中学校） ・絵本の館職員による特別授業の実施（小学校） ・絵本作家による特別授業の実施（小学校）
事業成果	① 配置された学校司書により、児童生徒が楽しく利用しやすい環境が整備された。また、図書利用サービスを活用し、学校図書館に所蔵していない図書を絵本の館から貸し出すことで、図書館機能の充実を図った。学校図書館蔵書点検の実施により、更新が必要な図書や不足している図書を確認することができた。 ② 休み時間を活用した読み聞かせ、絵本作家や絵本の館職員による特別授業の実施により、読書を楽しむ機会を提供することで、読書の楽しさや親しみを伝えることができた。
課題と改善方策	① 学校図書館の図書について、不足している図書や掲載情報の古い図書の更新を行っているが、すべての改善に至っていないため、優先順位をつけ更新していく必要がある。 ② 読み聞かせや特別授業によって読書に触れる機会を提供したが、児童生徒の読書習慣の定着に至っていないことが課題である。

※ブックトーク：同じテーマに沿って複数の本を選び、それらの本を関連付けながら順番に紹介し、聞き手の読書意欲を引き出す手法のこと。

〈点検・評価報告書 No.10〉

重点施策	10 学校間連携の推進
事業の概要	小中高連携教育推進協議会を中心に、学校間の連携を強化し、児童生徒・教職員間の交流や学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動、ふるさとキャリア教育など、多様な連携事業を推進します。

	小中連携部会では、小中教員による相互乗り入れ授業を実施するとともに、小中学校の学習指導や生徒指導上の課題を共有し、義務教育9年間を見通した、切れ目のない連携教育を推進します。
実 施 状 況	① 小中高連携教育推進協議会を中心とした学校間連携の強化 ② 相互乗り入れ授業や体験学習活動の実施 ③ 教科部会による授業交流の実施 ④ 課題解決に向けた道内視察研修の実施 ⑤ 町長とのタウンミーティングの実施
事 業 成 果	各種事業の実施により、学校間の連携強化が図れた。また、各部会での授業指導、教科課程の交流を図ることができた。
課 題 と 改 善 方 策	① 業務多忙により調整が困難だった部会があるため、ICT活用等による効率的な連携方法を検討する必要がある。 ② 各学校の児童生徒数が減少し続けており、将来的な学校施設整備と併せて今後の学校間連携の在り方を検討する必要がある。 ③ 各学校においてタウンミーティングを実施したが、児童生徒からの提言に対する行政の回答がなかった。回答結果に関わらず、児童生徒が成果を実感できるよう行政側の対応を求めていく必要がある。

〈点検・評価報告書 No.11〉

重 点 施 策	11 教育環境の充実
事業の概要	学校施設の整備については、急を要するものから計画的に修繕・工事を行い、効率的かつ効果的な施設管理を行います。 本年度は、小学校体育館FF暖房機設置工事や中学校体育館網戸設置、高等学校校舎外壁塗装工事を実施します。 また、児童生徒が使用する教育振興備品の整備も計画的に進め、人間形成の基礎を養う学校教育の充実を図ります。
実 施 状 況	① 教育施設整備 ・小学校理科室FF暖房機取替工事 ・中学校校舎非常口、体育館網戸設置 ・高等学校校舎外壁塗装及び改修工事 ② 学校保健の充実 ・各種健康診断の実施と必要な事後措置への対応 ・児童生徒の心身の健康状態の把握 ・児童生徒生活習慣病等予防健診の実施 ・フッ化物洗口（令和7年度未実施） ③ 学校安全の充実（学校安全計画に基づく、安全管理と安全教育の推進） ◇防災 ・安全規定に基づいた災害対策の実施 ・一日防災学校（防災教室）の実施 ◇通学路と登下校 ・交通安全教室（自転車指導含む）の実施

	・通学路安全マップの作成 ・通学路街頭指導、スクールバス乗車指導の実施 ・スクールガード・リーダー※を配置 ・子ども110番の家の継続設置 ④ ネットコミュニケーション見守り活動 ・ネットパトロールの実施 ・情報リテラシー授業の実施 ・普及、啓発資料の配布 ⑤ 緊急時、防災力の向上 ・学校保健安全法に基づく学校危機管理マニュアルの運用 ・マチコミアプリやLINE等のICTを活用した連絡体制の整備 ・学校安全計画に基づいた火災や地震などを想定した避難訓練の実施 ⑥ 教育機会均等のための経済的支援・教育体制の充実 ◇児童生徒就学援助事業の実施 ・要保護、準要保護児童生徒援助費（小、中） ・特別支援教育就学奨励費 ・奨学資金貸し付け事業の実施
事業成果	① 学校保健計画に基づき、健康診断を計画的に実施し、結果を学校と教育委員会で共有し、必要な事後措置を行っている。 ② 各校の養護教諭を中心に、健康観察・保健室来室状況の把握を継続し、児童生徒の心身の健康状態を早期に把握する体制を整備している。 ③ 児童生徒生活習慣病等予防健診の実施により、児童生徒の健康意識を高めることができている（小学5年生、中学2年生の希望者対象）。 ④ スクールガード・リーダーを配置し、通学路の危険箇所の確認や見守り活動を継続することで、登下校時の安全を確保している。 ⑤ 学校安全計画に基づき、火災や地震などを想定した避難訓練を年間計画に沿って実施し、児童生徒が迅速かつ適切に行動できるよう指導を行っている。 ⑥ 緊急時や災害発生時の情報伝達が円滑に行われるよう、マチコミアプリやLINE等のICTを活用することで連絡体制を整備している。
課題と改善方策	① 学習者用端末の更新やネットワーク環境の改善を行い、授業中の端末利用が安定して行えるよう、通信環境の最適化を進めていく必要がある。 ② コロナ禍から休止しているフッ化物洗口の再開に向け、学校との調整が必要となっている。 ③ 一日防災学校の実施により、児童生徒が災害の種類や危険性を理解し、適切な避難行動や自助・共助の重要性を学ぶ機会を持つことができ、防災意識が向上した。 ④ 通学路街頭指導やスクールバス乗車指導は実施しているが、地域の見守り体制や保護者との連携が十分に広がっておらず、登下校時の安全確保にばらつきが見られている。指導を継続していくとともに、地域住民や保護者との連携を強化し、見守り活動を広げていく必要がある。

	⑤ 児童生徒のネットいじめ・ネットトラブル・ネット被害の防止のために、家庭でのネット等の利用マナー・ルールづくり、フィルタリングの定着を図っていく必要がある。
--	---

※スクールガード・リーダー：教育委員会等から委嘱を受け、学校周辺や通学路等を巡回し、見守り活動や不審者対応の指導等を行う専門的な安全指導員。

〈点検・評価報告書 No.12〉

重点施策	12 魅力ある高校づくりの推進
事業の概要	剣淵高校は、総合学科高校としての特色を活かし、多様な進路希望に対応できる教育活動を展開しています。「農業国際」「生活福祉」「未来のしんろ」の各系列の振興会への補助金交付や、全道・全国大会の参加経費等の支援を継続し、生徒の挑戦を応援します。 入学者確保対策として、保護者の負担を軽減するためタブレットの無償貸与による学習環境の整備や資格取得費用の補助、委託実習や生徒通学費の補助を行います。 生徒募集については、道内だけでなく、道外にも視野を広げ、「地域みらい留学」事業を活用し、令和8年度の入学者確保に向けて、東京、大阪で開催される対面合同説明会に参加するとともに、プロモーション活動を積極的に展開し、剣淵高校の魅力を道内外に発信します。 引き続き、学校運営協議会を中心に、町内外企業や団体の協力を得ながら、地域に根ざした特色ある高校づくりを推進します。
実施状況	① 社会で生きる実践的な力の育成 ◇令和3年度からの教育課程の見直し ・総合学科内に第3の系列「未来のしんろ」系列を開設し5年目を迎えた。 ◇ICT活用教育環境の整備（高校版GIGAスクール構想の推進） ・通信速度の増強を見据えた校内のネット環境調査を実施。 ② 新しい地域の人材を育成する農業教育の推進 ◇実習農場の運営管理 ・給食や農業残渣を活用した鶏の飼育 ・農産物売り上げ収入 6,615,601 円 ・各種販売会等への参加 ◇農業インターンシップの実施 ・道内（上川管内）委託実習（農業実習及び産業体験実習） ③ 超高齢社会に求められる福祉の人材を養成する福祉教育の推進 ④ 多様なニーズに応えながら将来、地域を支える人材を養成する教育の推進 ・探究的な学びを外部配信する取組みを実施。 ・エア・ウォーター（株）による企業連携授業の実施。 ・剣淵高校とマツダ（株）と地元飲食店との合同企画の実施。 ⑤ 魅力ある学校づくりの推進 ◇全道・全国で開催される農業・福祉・探究活動の学習発表機会への参加 ◇就学支援

	・学校給食の実施 ・遠隔者寮の開設及び低所得者世帯減免措置 ・生徒通学交通費の助成 ・各種検定費用、委託実習・大会等参加費の助成 ・パソコン（タブレット端末）の貸与 ⑥ 生徒募集活動の強化 ・中学校主催の高校説明会への参加 ・中学校訪問（上川管内） ・1日体験入学、オープンスクール、学校説明会 ・学校ホームページでのPR ・InstagramやX(旧Twitter)、ユーチューブでの情報発信 ・学校紹介ポスター、パンフレットの作成 ⑦ 学校・地域連携による地域とともにある学校づくりの推進 ◇コミュニティ・スクール指定（学校運営協議会の設置） ・会議 3回 ・議題 学校経営方針・魅力ある高等学校教育の実現・活動報告 学校評価・新年度に向けた学校経営計画ほか ⑧ 職業高校にふさわしい質の高い施設環境の整備 ◇主な備品整備 ・アルミローラーコンベア 5台 ・トラックコンベア（中古）1台 ・体育館用音響設備 1式 ・スポットクーラー 2台 ・翻訳機 3台
事業成果	① 本年度の入学生徒は18名と道立高校の生徒募集停止ラインを下回る結果となった。中学校訪問を積極的に行っているが、道内及び上川管内の中学校卒業生数の推移予測を見る限り、生徒の確保が難しくなっているのが現状。地域みらい留学事業を活用した生徒の全国募集も開始し、剣淵高校の魅力を全国に発信したことで、関東、関西地方から3組の親子が学校見学会に参加。 ② 未来のしんろ系列では、「剣淵を盛り上げる」というテーマを掲げ、ビバアルパカ牧場とのコラボ企画として「推しパカ総選挙」を実施。その成果を発表した「地域探究アワード全国ステージ」では、国立青少年教育振興機構理事長賞を受賞した。 ③ 農業国際系列では、海外・道外・道内の委託実習が実施できなかったため、近隣及び町内で農業委託実習や産業現場実習を行った。 ④ 介護福祉士の国家試験には、受験者8人全員が合格を果たした。2年連続で合格率100%は初めての快挙。 ⑤ 旭川市立大学・短期大学部との包括連携では、保健福祉学部 准教授 山田直行氏による薬物乱用防止講座を行った。
課題と改善方策	① 第3系列「未来のしんろ」系列を設置して、生徒の多様な学習要求や進路志望に対応できるよう教科選択の幅を広げ、SDGsや探究の取り組みも評価はされていますが、今後とも、国から示される高校普通科改革の推移を注視し、制度変更に対して機敏に対応できるよう情報の収集と調査研究を行いながら、教育課程の不断の見直しを行っていく必要がある。

	② 未来のしんろ系列で実施する学校設定教科「絵本探究」の教育課程位置づけ、シラバス・年間学習計画作成、指導者の確保、絵本の館や絵本の町づくりを行っている地域団体との連携・協働による授業の継続的支援などが課題となる。 ③ 近未来の Society5.0 社会※を自律的に生きる力を育むために、普通科的学习の中で、STEAM教育※と呼ばれる科学、技術、情報、アート、数学などの教科横断的な学習やICT活用学習を推進していくことが重要となる。 ④ 社会で自立できる力を育むキャリア教育、職業探究学習など自己探究、進路探究型学習の推進が重要となる。 ⑤ 地球規模の課題や国際社会の問題などに対する広い視野を持ちながら地域社会の課題解決を目指す力を育むためSDGsに取り組んでいる。今後、実践的学習の目標達成するためには、更なる取り組みを推進していく必要がある。 ⑥ 農業国際系列の委託実習は、昨年度に引き続き、近隣及び町内の農家、企業等で行った。今後に向けては、より効果的な農業インターンシップのあり方を再検討していく必要がある。その際には、学校の所在や生徒の出身地域などの特性、特色を生かして、それぞれの地域の課題解決や地域創生を目指す地域協働型の探究学習を取り入れていくことも考えられる。 ⑦ 生徒数の確保に向けては「町立の総合学科3系列」という学校の魅力を丁寧に伝え、早期のアプローチから学校見学に繋げる取り組みが必要となる。地元や近隣地域の中学生、保護者に重きを置きつつ、全道・全国の中学生にも、剣淵高校の魅力を発信し、教育の質を確保するためにも入学者数の底上げに努めなければならない。 ⑧ これまで行ってきた学校給食の実施、生徒通学交通費助成、遠隔者寮の開設、各種の学習活動費の補助などの生徒の就学支援施策に加え、令和4年度から道立高校で始まっている、1人1台端末（タブレット）学習のための保護者負担の軽減を目的とした貸与事業の取り組みを継続し行った。 ⑨ 未来のしんろ系列の進路実績により、大学や専門学校等へ進学して、看護師や保育士などの専門職、公務員への就職を目指すなど、生徒の進路志望の多様化がさらに進むことが考えられる。 このため、学校内のキャリア教育、産業体験学習、職業探究学習、インターンシップ受入先確保、進学・就職に係る学校推薦指定校枠確保などを推進するキャリア支援体制を学校と教育委員会、地域関係機関などが連携して整えていく必要がある。 ⑩ 剣淵高等学校卒業生の町内就業数を増やすためには、町内の農業者や企業と高校生との連携・交流機会の創出、福祉施設との連携による福祉分野での雇用の創出、さらには、卒業生が地域の多様な担い手として就業を目指すことにつながるような奨学支援や定住支援、就業支援の施策について町部局や農業・福祉等の関係企業・団体などと検討協議を行う必要がある。
--	---

※Society5.0 社会：内閣府の第5期科学技術基本計画で提唱された「仮想と現実を高度に融合し、経済発展と社会的課題の解決を両立する新しい人間中心の社会」のこと。

※STEAM教育：科学・技術・工学・芸術・数学の5つの領域を横断的に学び、実社会の問題解決や新しい価値の創造に生かす教育手法のこと。

～ 社会教育の推進について ～

〈点検・評価報告書 No.13〉

重点施策	13 青少年の健全育成
事業の概要	子どもたちが家庭で過ごす時間が増える夏休みなどの長期休業中は、多様な体験の機会を提供することが重要です。教育委員会や地域ボランティアが連携し、「ＢＧ塾」を開講し、生活習慣の形成や学習支援、体験活動などを通して、子どもたちの健全な成長を支援します。 さぬき市児童交流事業については、昨年から受入を再開し、４年ぶりに交流が実現しました。本年度は、剣淵町からさぬき市へ訪問しますが、豊かな経験と文化の交流を通じて、子どもたちの視野を広げ、相互理解が深まるよう事業を推進します。 学童保育所については、事業内容の充実と改善を進めるとともに、学校とも連携し、児童と保護者にとって安心できる、より良い放課後等の居場所づくりを目指します。
実施状況	① ＢＧ塾は、夏休み中に３日間実施し延べ８１名が参加した。近隣の児童交流も兼ね、和寒町の児童も後半の２日間参加した。 ② さぬき市交流事業は、夏休み中に３泊４日で実施し、今年度は児童２３名、引率８名で、さぬき市へ訪問した。 ③ 学童保育所は年間２６５日間開設し、登録児童６０名、延べ４,９６０人が通所した。
事業成果	① ＢＧ塾は、多くの地域の方の協力により、様々な体験活動を行うことができ、世代間交流や近隣市町村との交流、長期休業中の生活習慣見直しなど様々な成果が得られた。 ② さぬき市交流事業は、コロナ後初めての訪問となった。参加は希望制だったが、対象の児童全員が参加を希望し、さぬき市と交流を図ることができた。 ③ 学童保育所は、約６割の児童が登録し多くの児童が利用した。
課題と改善方策	① 地域の方の協力が必要なため、早めの連絡調整が必要。 ② 物価高により、経費が増えていることと、ホームステイ方式からホテル宿泊方式にしたことにより、交流の希薄化がみられるため、事業の実施方法やあり方について検討が必要。 ③ 今後も児童数の減少が続くなか、施設をどう維持していくの工夫が必要。

〈点検・評価報告書 No.14〉

重点施策	14 生涯教育の推進
事業の概要	公民館は、生涯学習の拠点として、「学び舎ひらなみ」を開設し、仲間づくり、教養の向上、生きがいと健康づくりを目的とした、多様な学習機会を提供しています。公民館講座には、登録者だけでなく、多くの町民の皆様にも参加を呼びかけ、学習の輪を広げます。

	また、登録者で構成する自治会活動を通じて、主体的に学習やクラブ活動の活性化が図られるよう支援を継続します。
実 施 状 況	① 学び舎ひらなみには 52 名が登録し、全 12 回の講座を実施した。 ② 学び舎ひらなみの講座と合同で一般町民向けに公民館講座を実施し、延べ 11 名の参加があった。
事 業 成 果	多くの登録者が参加し、様々な体験活動を通し学習を深めた。
課 題 と 改 善 方 策	① 登録者は脱退するまで、毎年更新されるため、毎年同じ講座ではなく、新たな講座を実施していく必要がある。そのため、登録者から学習内容の要望確認や、周りの市町村が実施している講座の情報を収集する必要がある。 ② 一般町民の参加者を集めるため、ニーズを把握し様々な視点で、講座を行う必要がある。

〈点検・評価報告書 No.15〉

重 点 施 策	15 絵本の館の充実																														
事業の概要	絵本の館は、地域文化の拠点であるとともに、観光施設としての役割を担っています。蔵書点検を定期的に行い、蔵書の購入と廃棄を効率的に進めるとともに、読書記録通帳の普及を促進し、利用率の向上をめざします。 けんぶち絵本の里を創ろう会やけんぶち絵本の里づくり実行委員会と連携し、季節ごとの催しや絵本の里大賞などの事業を充実させ、絵本の館の魅力を高めます。																														
実 施 状 況	① 絵本・図書の閲覧と貸出、絵本原画展・絵本の里大賞などの絵本の里づくり、子育て支援及び絵本普及事業を実施した。 ◇絵本の館利用状況 <table><tr><th>区分</th><th>実績</th><th>備考</th></tr><tr><td>開館日数</td><td>309 日</td><td>前年比 増減なし</td></tr><tr><td>利用者数 (休館日来館含む)</td><td>大 人 14,612 人 子ども 7,873 人 計 22,485 人</td><td>前年比 190 人増 前年比 181 人増 前年比 371 人増</td></tr><tr><td>図書蔵書数</td><td>77,909 冊 (うち児童・絵本・紙芝居 58,599 冊)</td><td>前年比 793 冊増 (うち児童・絵本・紙芝居 1,024 冊増)</td></tr><tr><td>図書利用登録</td><td>団体 215 団体 個人 6,291 人</td><td>団体 12 団体増 個人 123 人増</td></tr><tr><td>図書貸出</td><td>団体/相貸 380 件 個 人 2,170 人 貸出冊数 19,509 冊</td><td>前年比 1 件減 前年比 79 人増 前年比 24 冊減</td></tr><tr><td>読書記録通帳交付冊数</td><td>46 冊</td><td>前年比 47 冊減</td></tr><tr><td>絵本原画・美術品所蔵</td><td>1,128 点</td><td>前年比 増減なし</td></tr><tr><td>絵本原画貸出</td><td>0 作品 (点数)</td><td>前年比 増減なし</td></tr><tr><td>絵本原画展・企画展</td><td>8 回</td><td>前年比 2 回減</td></tr></table> ◇絵本原画展・企画展の開催状況	区分	実績	備考	開館日数	309 日	前年比 増減なし	利用者数 (休館日来館含む)	大 人 14,612 人 子ども 7,873 人 計 22,485 人	前年比 190 人増 前年比 181 人増 前年比 371 人増	図書蔵書数	77,909 冊 (うち児童・絵本・紙芝居 58,599 冊)	前年比 793 冊増 (うち児童・絵本・紙芝居 1,024 冊増)	図書利用登録	団体 215 団体 個人 6,291 人	団体 12 団体増 個人 123 人増	図書貸出	団体/相貸 380 件 個 人 2,170 人 貸出冊数 19,509 冊	前年比 1 件減 前年比 79 人増 前年比 24 冊減	読書記録通帳交付冊数	46 冊	前年比 47 冊減	絵本原画・美術品所蔵	1,128 点	前年比 増減なし	絵本原画貸出	0 作品 (点数)	前年比 増減なし	絵本原画展・企画展	8 回	前年比 2 回減
区分	実績	備考																													
開館日数	309 日	前年比 増減なし																													
利用者数 (休館日来館含む)	大 人 14,612 人 子ども 7,873 人 計 22,485 人	前年比 190 人増 前年比 181 人増 前年比 371 人増																													
図書蔵書数	77,909 冊 (うち児童・絵本・紙芝居 58,599 冊)	前年比 793 冊増 (うち児童・絵本・紙芝居 1,024 冊増)																													
図書利用登録	団体 215 団体 個人 6,291 人	団体 12 団体増 個人 123 人増																													
図書貸出	団体/相貸 380 件 個 人 2,170 人 貸出冊数 19,509 冊	前年比 1 件減 前年比 79 人増 前年比 24 冊減																													
読書記録通帳交付冊数	46 冊	前年比 47 冊減																													
絵本原画・美術品所蔵	1,128 点	前年比 増減なし																													
絵本原画貸出	0 作品 (点数)	前年比 増減なし																													
絵本原画展・企画展	8 回	前年比 2 回減																													

	・世界こども図画コンテスト入選作品展 4/12-6/15 ・まっいのりこさん『どんぐりひろばの 12 つき』絵本原画展 4/26-5/25 ・絵本作家 降矢なな絵本原画展 8/1-9/30 ・石川えりこさん『カイト』絵本原画展 10/11-11/9 ・保育所・小・中学校児童生徒作品展 10/30-11/7 ・第 9 回北海道本の世界子ども陶芸展巡回展 11/22-12/7 ・北のアウトサイダーアート展 12/5-1/13 ・西原の里作品展 1/17-1/25 ・第 35 回けんぶち絵本の里大賞受賞作品原画展 2/14-3/15 ◇けんぶち絵本の里づくり推進事業（実行委員会：参加 26 機関・団体） <table><tr><td>募集期間</td><td>6 月 1 日～6 月 20 日</td><td>応募総数</td><td>271 点（前年 263 点）</td></tr><tr><td>来館投票</td><td>8 月 1 日～9 月 30 日</td><td>投票者数</td><td>2, 421 人（前年 2, 327 人）</td></tr><tr><td>来館者数</td><td>6, 578 人（前年 5, 961 人）</td><td>投票総数</td><td>11, 599 票（前年 10, 357 票）</td></tr><tr><td>受賞作品</td><td colspan="3">大賞『しばらくあかちゃんになりますので』 ヨシタケシンスケ 作・絵（PHP 研究所） びばからす賞 1 作品 アルパカ賞 2 作品</td></tr></table> ◇けんぶち絵本原画展（令和 7 年 8 月 1 日～9 月 30 日） ・鑑賞者（来館者） 6, 578 人（前年 5, 961 人） ・絵本作家 降矢なな絵本原画展 『めっきらもつきら どおん どん』全点、『きょだいな きょだいな』『ヴォドニークの水の館』『まゆとおに』『いそっぷのおはなし』一部、小作品：2 点 ・8 月 30 日（参加者：28 人） 元・福音館書店編集者 古川信夫氏講演会「一冊の絵本ができるまで『めっきらもつきら どおん どん』を中心に」 ◇第 35 回けんぶち絵本まつり ・期 間：2 月 14 日～3 月 15 日 ・来館者数：1, 806 人（前年 1, 593 人） ◇絵本の里大賞受賞絵本原画展（2 月 14 日～3 月 15 日） ・鑑賞者（来館者と同）：1, 806 人（前年 1, 593 人） ◇絵本の里大賞授賞式及び歓迎食事会 ・開催日：2 月 14 日 ・出席者 38 人（実行委員会構成団体、町内外関係者） ② 家庭での絵本・読書普及活動のほか、学校での朝読書や読み聞かせ会を推進し、絵本の館や「キャラバンカー」運行による絵本文化普及行事、町内各施設・民間事業所を対象にした絵本巡回文庫（マチナカ文庫）などを実施した。令和 6 年度より新たな読書推進施策として運用を開始した「読書記録通帳」については、令和 7 年度も引き続き発行・運用を行った。 ③ 君の椅子贈呈式にあわせて子どもの誕生時に絵本を贈る「ブックスタート」事業（教育課・健康福祉課）を実施するとともに、子育て支援の一環として 1 歳から就学前の乳幼児に年 1 冊絵本を贈呈する「ぷっちなブック」事業を行った。	募集期間	6 月 1 日～6 月 20 日	応募総数	271 点（前年 263 点）	来館投票	8 月 1 日～9 月 30 日	投票者数	2, 421 人（前年 2, 327 人）	来館者数	6, 578 人（前年 5, 961 人）	投票総数	11, 599 票（前年 10, 357 票）	受賞作品	大賞『しばらくあかちゃんになりますので』 ヨシタケシンスケ 作・絵（PHP 研究所） びばからす賞 1 作品 アルパカ賞 2 作品		
募集期間	6 月 1 日～6 月 20 日	応募総数	271 点（前年 263 点）														
来館投票	8 月 1 日～9 月 30 日	投票者数	2, 421 人（前年 2, 327 人）														
来館者数	6, 578 人（前年 5, 961 人）	投票総数	11, 599 票（前年 10, 357 票）														
受賞作品	大賞『しばらくあかちゃんになりますので』 ヨシタケシンスケ 作・絵（PHP 研究所） びばからす賞 1 作品 アルパカ賞 2 作品																
事業成果	① 絵本の里づくり事業は、「生活に絵本がある日常」という剣淵ならではの特																

	色ある文化を創造し、町民の地域文化や協働のまちづくりに対する参加意識の高揚とともに、町内外の関係機関、団体等の交流に効果を発揮している。 ② 絵本を通じて子どもの心や創造力を豊かに育み、乳幼児からの読書習慣を醸成するとともに、絵本の館を利用するきっかけづくりとなっている。 ③ 子育て支援や家庭教育への支援は、絵本と子どもたちが繋がることにより、成長する過程での健やかな感性が育成される点で重要な役割を担っている。
課 題 と 改 善 方 策	① 農業、福祉、教育、文化などの各分野の連携・協働により、これまで築き上げてきた「絵本の里づくり」を継続し、さらなる絵本文化の創造と、絵本による人づくりや地域づくり活動を充実・発展させていかななくてはならない。人口減等により各種団体の事業が縮小される中、絵本の里づくり事業の今後についても内容を検討する必要がある。 ② 「第2期絵本の里けんぶち子ども読書推進プラン」に掲げた家庭読書の普及、地域読書活動の推進や身近な読書環境の整備の定着・継続が課題である。 ③ 絵本の読み聞かせは、親と子のつながりや子どもの感性・社会性を伸ばす力を持つと期待されるため、絵本文化に関わる普及活動を通じて「家読」や読み聞かせボランティアの育成・活動を継続していきたい。

〈点検・評価報告書 No.16〉

重 点 施 策	16 文化・芸術活動の推進
事業の概要	心豊かで潤いのある地域社会を築くためには、優れた文化・芸術に触れる機会が不可欠であります。文化協会等とも連携し、町民文化祭の作品展や芸能発表会、芸術文化鑑賞会などを開催してまいります。また、町民映画鑑賞会への補助を行うなど、良質な芸術文化に触れる機会を積極的に提供します。 文化財の保護については、郷土資料館や屯田兵屋、開拓記念木「やちだも」などの適切な保護管理に努めるとともに、町が所有している絵本原画の文化財登録も推進し、地域の貴重な文化遺産を後世に伝えます。
実 施 状 況	① 町民向けの舞台芸術鑑賞事業では、「北海道警察音楽隊コンサート」を実施し、131名の来場があった。 ② 郷土資料館、開拓記念木などの維持管理を実施した。 ③ 絵本原画33点を剣淵町指定有形文化財に指定した。
事 業 成 果	① 多くの町民が来場し、好評を得た。 ② 学校の授業等での来館があり、郷土教育の推進が図られた。 ③ 文化財に指定することにより、特別交付税の措置を受けられることになるので、文化財の維持管理費に充当することができる。
課 題 と 改 善 方 策	① 様々な芸術文化がある中で、町民のニーズを把握する必要がある。 ② 郷土資料館の老朽化や、開拓記念木の腐食により、維持管理が難しくなっていくため、状況確認と早期の処置が必要。 ③ 文化財の指定を受けるには専門的な知識が必要であり、近隣の学芸員との連携が必要である。

〈点検・評価報告書 No.17〉

重点施策	17 生涯スポーツの普及・推進
事業の概要	生涯にわたってスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を送ることは、人生を豊かにする上で非常に重要であります。町民の皆様が、それぞれのライフステージや体力に合わせてスポーツを楽しめるよう、運動機会の提供と環境整備に努めます。 スポーツ協会やスポーツ少年団、地域スポーツクラブなどの自主的な活動を支援するとともに、全道及び全国大会へ出場する際の経費の一部を支援します。
実施状況	① 運動機会の提供 ・町民ミニバレーボール大会（令和8年1月25日 18チーム93人） ・スポーツ大会の委託（野球、卓球、バレーボール、柔道、軽スポーツ） ・スポーツ教室の委託（バレーボール、卓球、バドミントン、柔道、スキー） ・アクティブキッズクラブの実施（全5回） ・スキーリフトシーズン券購入費助成（28人） ・海洋性スポーツ指導（剣淵高等学校体育授業、湖水まつり一般試乗会、他） ② スポーツ団体への支援 ・スポーツ協会 加盟団体8団体 ・スポーツ少年団 加盟団体4団体 ・B&G剣淵海洋クラブ ・大会及び研修会派遣費助成 12団体
事業成果	① 町民ミニバレーボール大会は、普段運動をしない人も参加しており、運動機会と地域の交流の場を提供することができた。 ② 多くの団体へ助成を行い、スポーツ活動を促進することができた。
課題と改善方策	① 町民ミニバレーボール大会は、人口減少や自治会活動の縮小に伴い、参加者が減っているため、参加者の確保や、実施内容の検討が必要がある。 ② 大会及び研修会の派遣費助成は、令和9年度が補助金の見直し時期のため、近隣の状況も確認し、見直しを進める必要がある。

〈点検・評価報告書 No.18〉

重 点 施 策	18 施設の管理運営等			
事業の概要	社会教育では、本年度から学校施設の開放利用について、他の施設との均衡を図るため、有料化を実施します。 生涯学習施設や社会教育施設、体育施設の管理運営については、各施設の適切な維持管理に努め、町民の皆様が利用しやすい環境づくりを推進します。 社会体育施設では、B＆Gプールの補修や平波球場の暗渠整備、武道館暖房機の点検整備を行います。体育館用備品として、チアリーディング用マットや卓球台などを更新し、安全な利用環境を確保します。武道館及び屋内ゲートボール場の照明器具を年次計画でＬＥＤ化を進め、施設の充実を図ります。			
実施状況	① 社会教育施設、社会体育施設の利用状況			
	施 設 名	利用件（日）数	利用者数	備 考
	町民センター	1,153件	19,102名	通年

	りんどう交流館	223件	1,889名	通年
	資料館	31日	84名	
	B & G 体育館	578件	13,681名	通年
	B & G プール	82日	919名	6月～9月
	B & G 艇庫	12日	450名	5月～9月
	武道館	479件	5,972名	通年
	平波球場	55件	1,904名	4月～10月
	多目的運動広場	355件	3,878名	4月～10月
	屋内ゲートボール場	257件	2,895名	通年
	ふれあいパークゴルフ場	186件	2,474名	5月～10月
	学校開放（小・中・高校）	201件	2,162名	通年
	② 社会教育施設、社会体育施設の管理状況 ・主な修繕内容（B & G プールのプールサイドシーリング補修、武道館ストーブの点検整備全4台、武道館アリーナLED器具交換3台、ゲートボール場LED器具交換3台、パークゴルフ場券売機新札対等） ・主な購入備品（B & G 体育館卓球台2台、チアリーディング用マット3本、B & G 艇庫用MEGASUP1台、1人乗りSUP2台）			
事業成果	各施設は町内体育団体・少年団・クラブ教室や各種大会で幅広く利用された。			
課題と改善方策	既存施設の設備・備品の整備を図り施設の有効活用に努め、資料館等の老朽化が進む施設の改善整備についての検討が必要である。			

4 外部評価

（1）学識経験者

氏 名	所 属 等
高草木 優	農 業（元 剣淵町教育委員会教育委員長）

（2）評価の期間 令和8年8月10日（月）～8月19日（水）

（3）主な意見・感想等

ア 教育委員会の活動状況について

令和7年度における教育委員会議は14回開催され、審議が適正に行われており、高い問題意識と関心のもと議論が進められています。個別の審議状況を見ますと、教育費の補正予算に関する議案、規則、要綱等の制定や一部改正が多く見受けられます。人事案件や法令等に基づく委員の任命・委嘱の審議に加え、国や道が実施する様々な取り組みなどについても協議がなされています。

また、学校教育をはじめ、社会教育や社会体育並びに子ども支援に関する事項についても多岐にわたる協議がなされ、議案に限らずその時々話題を含めて委員間での活発な話し合いが行われていることが見受けられます。

これからも町民の信頼に応える教育の実現のために「剣淵町教育振興基本計画」に掲げる教育・文化・スポーツの振興に関する総合的な施策を推進していただきたい。

イ 点検評価報告書

点検評価報告書は、「令和7年度教育行政執行方針」に掲げられた主要事業ごとに、実施状況、事業成果等を把握し自己評価を行い課題と改善方法が適切にまとめられています。

○学校教育関係

- ・ 保育所と小学校の連携は、支援委員会を中心に保育所・小学校・教育相談室が連携し、幼児教育から学校教育への移行が進められています。保護者としては、こどもの成長過程において悩みの多い時期であると推察されます。保護者・学校双方が安心して学校生活をスタートすることができるよう継続的な取り組みが望まれています。
- ・ 学力の向上は、全国学力・学習状況調査の結果を分析するとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導が必要です。先生方一人ひとりのこども達と向き合う姿勢や不断の努力はもとより、一人一台端末の活用、ALT・生活学習支援員の配置、各種教科検定料助成の継続など時代に応じた様々な取り組みが進められています。今後も、保護者や先生方と連携し継続的な取り組みが望まれています。
- ・ 豊かな心の育成は、道徳科の計画的な授業の実施により、道徳的心情や判断力並びに実践力の向上がはかれるよう取り組みが進められています。また、いじめ防止対策は、定期的なアンケート調査等を継続的に実施することにより、いじめや不登校などにつながる変化を見逃さない体制の継続が望まれています。
- ・ 教育相談体制の充実、学校教育指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、心理的な不安を抱える児童生徒に対し、個別面談や学習環境の調整等を実施するなど適切に実施されていると考えています。引き続き本人や保護者が安心して学校に通うことができるようきめ細やかな支援体制の充実が求められていると考えます。
- ・ 特別支援教育の充実、教育支援委員会を中心に、支援が必要な児童生徒の状況把握と支援計画が適切に実施されていると考えています。全国的にも支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあることから、引き続き本人や保護者が安心して学校に通うことができるようきめ細やかな支援体制の充実が求められていると考えます。
- ・ 地域と連携した学校づくりは、学校運営協議会（小中合同、高等学校）を中心に、学校と地域が情報交換を積極的に実施するとともに、町内回覧等で協議内容を住民周知するなど相互理解の充実がはかられていると考えています。部活動の地域移行は、一部の種目で地元受皿団体と協議を重ね実現に向けて取り組みが進められていることは、評価します。残された種目についても、継続的な協議が必要であると考えます。
- ・ 体力・運動能力の向上は、今年度の全国体力・運動能力調査（小5、中2）の結果から、小学校では多くの種目で全国平均を上回りましたが、中学校では半数以上の種目が全国平均を下回りました。全国的にも生活習慣等の変化に伴い児童生徒の体力・運動能力が低下傾向にあると言われていますが、健全な成長をはかるためには必要な要素となります。授業の改善はもとより、保護者との連携のもと授業以外での運動機会の充実が求められていると考えます。
- ・ 学校給食の推進は、地元食材を積極的に活用するとともに、衛生管理に配慮された給食の提供に努められています。また、国の交付金を活用し、保護者の負担軽減がはかられたことは大いに評価できます。町の財政事情を考慮する必要はありつつも、今後も保護者の負担軽減対策は必要だと考えます。

- ・ 読書活動の推進は、絵本の館（職員）から学校司書を各学校に派遣するとともに定期的に巡回していることにより、学校図書室の充実がはかられ児童生徒が楽しく利用しやすい環境が整っています。継続的な取り組みを望みます。
- ・ 学校間連携の推進は、小中高連携教育推進協議会が主体となり、「ふるさとキャリア教育」や「相互乗り入れ授業」を実施するなど、教職員の相互交流はもとより児童生徒がもつ資質、能力、態度をより一層育むことが期待されます。
- ・ 教育環境の充実は、令和6年度に小・中・高等学校の普通教室及び職員室にエアコンが設置され、学習環境が大きく改善されました。一方で各校とも築年数が経過していることから、児童生徒の学習環境に直結する暖房設備等の計画的な更新は必要であると考えます。

○高等学校関係

- ・ 未来のしんろ系列では、「剣淵を盛り上げる」というテーマを掲げ地域探究学習が進められています。その成果を発表した「地域探究アワード全国ステージ」で、国立青少年教育振興機構理事長賞を受賞したことは、これまで継続的に生徒・先生そして地域が一体となって取り組んできた成果のひとつであると認識するとともに、大いに評価できます。
- ・ 農業国際系列では、委託実習が海外や道外で実施できないのは残念ではありますが、近隣及び町内で農業委託実習や産業現場実習が継続的に行われています。農業経営者や関連産業の従事者に必要な能力や態度の育成が着実に進められていることが認められます。また、農業の魅力が町内をはじめ道内や道外からの入学者につながることを期待しています。
- ・ 生活福祉系列では、介護福祉士の国家試験に受験者8人全員が合格したことは、先生の指導や生徒自身の不断努力の結果であり、大いに評価できます。在学中に国家試験の受験資格を得ることができるのは、剣淵高等学校の魅力のひとつです。今後は、地元への就職につながる取り組みを強化できるように地域との更なる連携が必要であると考えています。
- ・ 生徒募集については、令和7年度の入学者数は18人と、道立の生徒募集停止ラインを下回る残念な結果となりました。剣淵高等学校のみならず、都市部以外の高校はどこも生徒募集に苦慮している状況と認識しています。令和7年度からは道外募集も開始し一朝一夕で解決できる課題ではありませんが、行政・学校・地域が一体的に取り組むを進め少しでも好転することを期待しています。

○社会教育関係

- ・ 青少年の健全育成は、地域ボランティアの方々と連携し「B G 塾」を開講し、長期休業中における生活習慣の形成や学習支援、体験活動を通じて児童の健全な育成を支援しています。また、さぬき市との児童交流事業については、再開から2年目を迎え、児童の経験と視野を広げる貴重な機会であります。実施方法を工夫するなどして、更なる相互交流が深化することを期待しています。
- ・ 生涯教育の推進は、生涯学習の拠点として「学び舎ひらなみ」を開設するとともに、公民館講座と合同で行うなど、多様な学習機会づくりに努められています。登録者が参加しやすい活動を心掛け、町民の生きがいがいづくりや生涯学習活動の推進を期待しています。
- ・ 絵本の館の充実、けんぶち絵本の里を創ろう会と協働での催し物や絵本作家さんとの

取り組みが町内外の方々に芸術文化の魅力を発信できていると思います。また、学校司書を各学校に継続的に派遣することにより児童生徒の読書力の向上につながっていることは、大変評価するところです。

絵本の里大賞については、実行委員会を中心に授賞式を縮小・改革して進めることが関係機関の協力によって取り組まれ、今後も官民連携で継続した取り組みをお願いします。

あわせて、「つなぐ、ひろげる剣淵町絵本の里づくり条例」が施行されたことを受け、教育委員会はもとより剣淵町地域全体で支え合い絵本の里づくり活動の更なる発展に期待するところです。

- ・ 文化・芸術活動の推進は、町民文化祭や芸術文化鑑賞会などを開催するだけでなく、町民ニーズを把握したうえでの企画となっているところは、評価に値します。また、絵本原画を指定有形文化財に指定したことにより、社会的信用が向上されることが期待されます。
- ・ 生涯スポーツの普及・推進は、健康増進や体力づくりのため、各種スポーツ大会やスポーツ教室を関係団体に委託し行われており、生涯スポーツに寄与しています。引き続き、ライフステージや体力にあわせて運動機会の提供が行われるよう努めてください。
- ・ 施設の管理運営等は、町内には多くの生涯学習施設とスポーツ施設がありますが、各施設とも必要最小限ではあるものの町財政事情等を考慮したうえで、適切な維持管理に努められているとともに、施設の利用率や活用についても適切に利用されていることが見受けられます。老朽化している施設が一部見受けられますが、必要備品の更新や修繕が適正に行われ、今後も引き続き町民の利便性向上に努めてください。

おわりに、教育を取り巻く環境は、児童生徒の減少や多様化・複雑化する社会状況の中で、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力の低下の課題等が指摘されています。学校、地域、家庭が一体となって子どもを育ていく取り組みを期待します。

また、いじめや不登校問題は教育関係者の組織で協議されていることから、今後も情報共有を大切にしながら、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

生涯学習については、一人ひとりが楽しく生活し、「いつでも、どこでも、だれでも」自分に合った学びを続けていくことが大切です。スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動など町民が参加しやすい事業の実施をお願いいたします。

教育施策については常に新しい情報を把握し、町長部局と連携しながら効果的な事業展開の推進が図られるよう期待します。

《令和7年度剣淵町教育行政執行方針》

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、社会の価値観や人々の働き方は大きく変化し、従来の知識や経験だけでは将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

このような変化の激しい時代に対応できる、創造性豊かでたくましい人材の育成が急務であり、教育の果たす役割は、これまで以上に重要になっております。

本年度、「第2次剣淵町教育振興基本計画」の最終年度となります。令和8年度からの「第3次剣淵町教育振興基本計画」の策定に着手し、多様に変化する教育環境や諸課題に的確に対応してまいります。

また、町長が主宰する総合教育会議と連携し、剣淵町総合計画や総合戦略などに基づいた、実効性のある教育施策を推進してまいります。

以下、主要な施策の概要について申し上げます。

～ 学校教育の推進について ～

1 保育所と小学校の連携

保育所と小学校が、これまで以上に緊密な連携を図り、日常的な情報交換や相互参観を推進するとともに、小学校入学時には、保育所での指導内容や児童の情報の引き継ぎを行ってまいります。

また、小学校では、幼児期に慣れ親しんだ教育活動を取り入れ、小学校生活へのスムーズな移行を促す「スタートカリキュラム」を確実に実施し、子どもたちが安心して学校生活をスタートさせ、学習意欲を高められるよう支援してまいります。

2 学力の向上

子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すため「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進し、国のGIGAスクール構想により整備された「1人1台端末」を効果的に活用し、学習の習熟度に応じた指導を行ってまいります。

ドリル教材や教育用ソフトを活用するとともに、児童生徒同士が端末上で学習内容を共有し、お互いに教え合い、学びあう機会を設けます。さらに、端末を家庭に持ち帰り、端末ドリル教材を活用することで、家庭学習の習慣化を推進してまいります。

全国学力・学習状況調査の結果を分析し、組織的な学習指導の工夫・改善に努め、特に基礎学力の定着が課題となっている児童生徒に対しては、基礎学力の定着を図るほか、学校と家庭が連携して家庭学習の充実と習慣化に取り組んでまいります。

加えて、児童生徒の学習意欲を高め、将来の進路選択を支援するため、各種教科検定の検定料助成を継続してまいります。

3 豊かな心の育成

思いやりのある心や命を大切にする心など、豊かな人間性を育むことは、教育の重要な柱です。道徳教育においては、道徳の時間を中核としつつ、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を育てていきます。また、家庭や地域とも連携し、地域ぐるみで子どもたちの心の成長を支えてまいります。

いじめ防止対策については、学校・地域・家庭が一体となり、いじめの兆候や変化を見逃さないよう早期発見に努め、児童生徒に対し「いじめは決して許されない」という意識をしっかりと浸透させます。

また、各学校で年2回実施するアンケート調査を有効に活用し、教育相談の充実を図り、児童生徒の抱える不安や悩みを早期に把握し、組織的に対応することで、安心して学校生活を送れる環境を整えてまいります。

4 教育相談体制の構築

子どもたちを取り巻く環境は、複雑化、多様化する中で、学校教育指導員やスクールカウンセラーを配置し、学校からの相談対応、緊急時における即時対応を行い、予防的取り組みも充実させることで、子どもたちの心のケアに万全を期してまいります。

また、子育てや教育上の困難を抱える保護者に対しては、スクールソーシャルワーカーを活用した相談支援を実施し、家庭と学校が一体となって、子どもたちを支える体制を構築してまいります。

5 特別支援教育の充実

特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育を提供することは、極めて重要であります。子どもたちの状況や特性を把握し、「個別の教育支援計画」を活用した、長期的な視点での教育支援を推進してまいります。

通常学級で学習生活支援が必要な児童生徒は、増加傾向にあります。学習生活支援員を小学校に1名増員し、生活面や学習面でのきめ細やかなサポートを提供してまいります。

6 地域と連携した学校づくり

コミュニティー・スクールについては、小中合同学校運営協議会と高等学校運営協議会を設置し、地域との連携を重視した教育活動を展開します。学校、家庭、地域が課題を共有し、共に解決策を考え、実行していくために、コミュニティー・スクールの活動を一層充実させ、伴走支援を継続してまいります。地域学校協働活動とも連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を強化してまいります。

また、休日の部活動の地域移行については、近隣市町と情報共有を密に行い、「剣淵町部活動の在り方に関する検討委員会」で具体的な課題を検討し、地域の実情にあった取り組みを段階的に進めてまいります。

7 体力・運動能力の向上

体力・運動能力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、体育・保健体育の授業内容の改善に取り組んでまいります。

体育の授業だけでなく、日常的に運動に親しむ機会を増やすことが重要であることから、学校での運動環境を整備するとともに、社会教育とも連携を図り、子どもたちの体力増進を総合的に支援してまいります。

8 学校給食の推進

学校給食は、子どもたちの成長を支える重要な要素でありますので、恵まれた地元食材を積極的に活用し、安心・安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理を徹底してまいります。

栄養教諭による食に関する指導や「給食だより」などを通じて、食への関心を高める食育活動を推進してまいります。

調理消耗品及び調理関係備品は計画的に更新し、老朽化した施設の維持管理にも適切に対応してまいります。

9 読書活動の推進

学校図書館では、図書利用サービスシステムを活用し、蔵書の充実と環境改善を図るとともに、絵本の館から小中学校に司書を派遣し、児童生徒が落ち着いて読書を親しめる環境を整えてまいります。

学校では、ボランティアによる読み聞かせなど、読書の楽しさを伝える活動を充実させ、家庭での読書習慣「家読(うちどく)」を推進してまいります。

10 学校間連携の推進

小中高連携教育推進協議会を中心に、学校間の連携を強化し、児童生徒・教職員間の交流や学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動、ふるさとキャリア教育など、多様な連携事業を推進してまいります。

小中連携部会では、小中教員による相互乗り入れ授業を実施するとともに、小中学校の学習指導や生徒指導上の課題を共有し、義務教育9年間を見通した、切れ目のない連携教育を推進してまいります。

11 教育環境の充実

学校施設の整備については、急を要するものから計画的に修繕・工事を行い、効率的かつ効果的な施設管理を行ってまいります。

本年度は、小学校体育館FF暖房機設置工事や中学校体育館網戸設置、高等学校校舎外壁塗装工事を実施してまいります。

また、児童生徒が使用する教育振興備品の整備も計画的に進め、人間形成の基礎を養う学校教育の充実を図ってまいります。

12 魅力ある高校づくりの推進

剣淵高校は、総合学科高校としての特色を活かし、多様な進路希望に対応できる教育活動を展開しています。「農業国際」「生活福祉」「未来のしんろ」の各系列の振興会への補助金交付や、全道・全国大会の参加経費等の支援を継続し、生徒の挑戦を応援してまいります。

入学者確保対策として、保護者の負担を軽減するためタブレットの無償貸与による学習環境の整備や資格取得費用の補助、委託実習や生徒通学費の補助を行ってまいります。

生徒募集については、道内だけでなく、道外にも視野を広げ、「地域みらい留学」事業を活用し、令和8年度の入学者確保に向けて、東京、大阪で開催される対面合同説明会に参加するとともに、プロモーション活動を積極的に展開し、剣淵高校の魅力を道内外に発信してまいります。

引き続き、学校運営協議会を中心に、町内外企業や団体の協力を得ながら、地域に根ざした特色ある高校づくりを推進してまいります。

1 青少年の健全育成

子どもたちが家庭で過ごす時間が増える夏休みなどの長期休業中は、多様な体験の機会を提供することが重要です。教育委員会や地域ボランティアが連携し、「B G 塾」を開講し、生活習慣の形成や学習支援、体験活動などを通して、子どもたちの健全な成長を支援してまいります。

さぬき市児童交流事業については、昨年から受入を再開し、4年ぶりに交流が実現しました。本年度は、剣淵町からさぬき市へ訪問しますが、豊かな経験と文化の交流を通じて、子どもたちの視野を広げ、相互理解が深まるよう事業を推進してまいります。

学童保育所については、事業内容の充実と改善を進めるとともに、学校とも連携し、児童と保護者にとって安心できる、より良い放課後等の居場所づくりを目指してまいります。

2 生涯教育の推進

公民館は、生涯学習の拠点として、「学び舎ひらなみ」を開設し、仲間づくり、教養の向上、生きがいと健康づくりを目的とした、多様な学習機会を提供しています。公民館講座には、登録者だけでなく、多くの町民の皆様にも参加を呼びかけ、学習の輪を広げてまいります。

また、登録者で構成する自治会活動を通じて、主体的に学習やクラブ活動の活性化が図られるよう支援を継続してまいります。

3 絵本の館の充実

絵本の館は、地域文化の拠点であるとともに、観光施設としての役割を担っています。蔵書点検を定期的に行い、蔵書の購入と廃棄を効率的に進めるとともに、読書記録通帳の普及を促進し、利用率の向上を目指してまいります。

けんぶち絵本の里を創ろう会やけんぶち絵本の里づくり実行委員会と連携し、季節ごとの催しや絵本の里大賞などの事業を充実させ、絵本の館の魅力を高めてまいります。

4 文化・芸術活動の推進

心豊かで潤いのある地域社会を築くためには、優れた文化・芸術に触れる機会が不可欠であります。文化協会等とも連携し、町民文化祭の作品展や芸能発表会、芸術文化鑑賞会などを開催してまいります。また、町民映画鑑賞会への補助を行うなど、良質な芸術文化に触れる機会を積極的に提供してまいります。

文化財の保護については、郷土資料館や屯田兵屋、開拓記念木「やちだも」などの適切な保護管理に努めるとともに、町が所有している絵本原画の文化財登録も推進し、地域の貴重な文化遺産を後世に伝えてまいります。

5 生涯スポーツの普及・推進

生涯にわたってスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を送ることは、人生を豊かにする上で非常に重要であります。町民の皆様が、それぞれのライフステージや体力に合わせてスポーツを楽しめるよう、運動機会の提供と環境整備に努めてまいります。

スポーツ協会やスポーツ少年団、地域スポーツクラブなどの自主的な活動を支援するとともに、全道大会や全国大会への出場する際の経費の一部を支援してまいります。

6 施設の管理運営等

社会教育では、本年度から学校施設の開放利用について、他の施設との均衡を図るため、有料化を実施してまいります。

生涯学習施設や社会教育施設、体育施設の管理運営については、各施設の適切な維持管理に努め、町民の皆様が利用しやすい環境づくりを推進してまいります。

社会体育施設では、B & Gプールの補修や平波球場の暗渠整備、武道館暖房機の点検整備を行ってまいります。体育館用備品として、チアリーディング用マットや卓球台などを更新し、安全な利用環境を確保してまいります。武道館及び屋内ゲートボール場の照明器具を年次計画でLED化を進め、施設の充実を図ってまいります。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

次代を担う子どもたち、そして町民一人ひとりが、生き生きと学び、創造力を育み、夢と希望を持って個性や能力を伸ばせるよう、町民の皆様と共に、剣淵町の教育の発展に努力をしてまいります。